

Fund Report

SMBC世界優先証券ファンド201506

追加型投信／内外／その他資産（優先証券） ※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

※購入の申込期間は終了しています。

－ 第6期分配金について －

日頃より『SMBC世界優先証券ファンド201506』をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

当ファンドでは6月25日に第6期の決算を行い、利息収益中心に収益の分配を目指し、基準価額水準、市況動向、分配対象額等を勘案した結果、当期（第6期）の分配金を以下の通り決定いたしました。

第6期の分配金（税引前、1万口あたり）

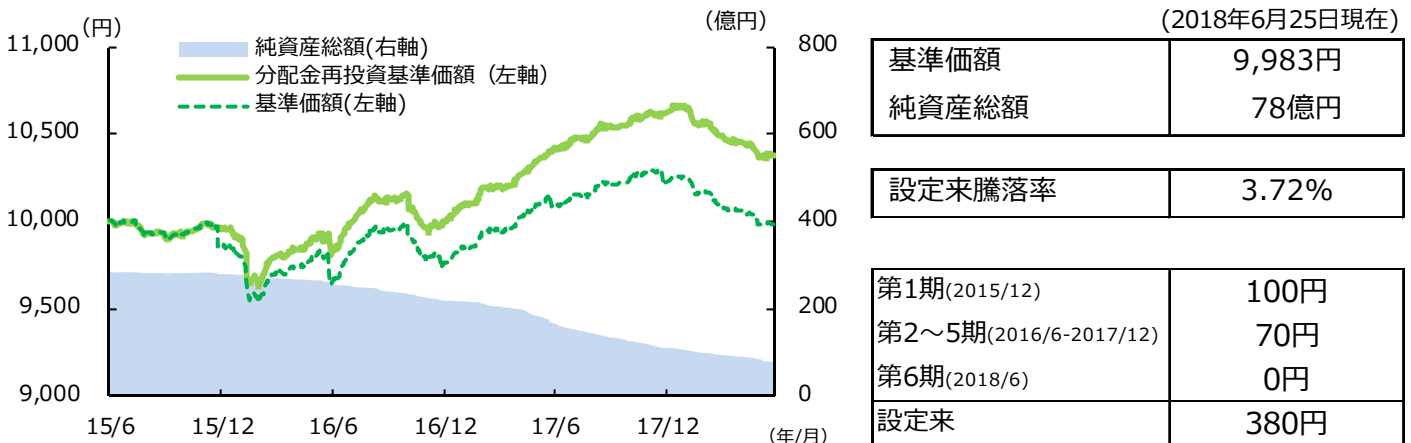
0円

当ファンドの基準価額は、2017年は堅調に推移しましたが、2018年に入ると米国国債金利の急上昇の影響などから軟調な動きとなりました。米国の保護主義的な政策や政治リスクの高まりを背景に、市場でリスク回避的な動きが強まったことも下押し圧力となりました。（詳細は2ページをご覧ください）

当ファンドは、2018年（平成30年）10月25日をもって信託期間終了による満期償還の予定となっております。そのため、今決算では分配を行わないことと致しました。

<基準価額・純資産総額の推移 設定日（2015/6/30）～2018年6月25日>

■ 基準価額等の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。※分配金再投資基準価額および騰落率は、信託報酬控除後の基準価額に対して、税引前分配金を決算日に再投資した修正基準価額をもとに算出、表示。※騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。※上記データは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。※分配金は1万口あたりの金額（税引前）です。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください。

1/5

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。



資産運用のベストパートナー、だいわすみぎん

大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

Fund Report

SMBC世界優先証券ファンド 201506

<運用経過>

当ファンドの設定（2015年6月30日）以降、基準価額は堅調に推移していました。しかし、2016年初めにかけて、基準価額は下落基調となりました。原油価格の下落や中国経済に対する懸念の高まりを受け、市場環境がリスクオフの状況となったことが嫌気され優先証券市場が下落基調となったこと、また、保険銘柄など一部の優先証券で繰上償還が延期され、繰上償還延期リスクが嫌気されたことによります。この期間においては、基準価額が下落したことにより、ご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

2016年3月上旬のECB（欧州中央銀行）の追加緩和策を背景に、優先証券市場は上昇に転じ、その後も中国経済への懸念の後退や原油価格の回復、FOMC（米連邦公開市場委員会）で利上げが見送られ、利上げのペースが一層緩やかになるとの見通しなどから上昇基調が続きました。

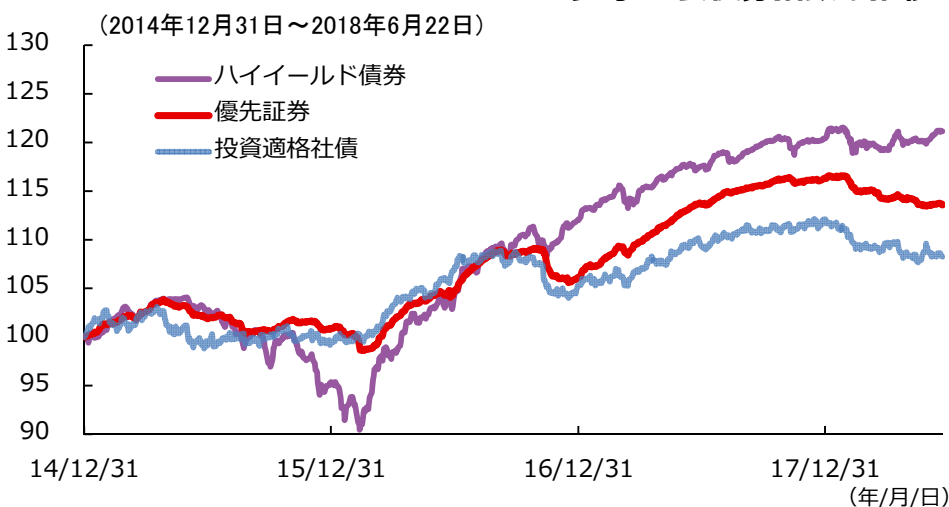
2016年11月の米大統領選ではトランプ氏が予想外の勝利を収め、同氏が提唱する大型減税などの経済政策が、経済成長の加速や期待インフレ率の上昇につながると見られたことから米国国債金利は急上昇し債券価格が下落、優先証券も売られました。その後、トランプ米大統領の政策への期待が後退したことなどから2016年末以降は米国国債金利が低下傾向を辿り、優先証券市場は総じて上昇基調で推移しました。

2018年2月に発表された1月米雇用統計が市場予想を上回ったことをきっかけに、インフレに対する懸念が強まり米国国債金利が急上昇しました。米国株式をはじめ主要株式市場が大きく値を下げ、債券市場もこの影響を受け軟調な動きとなり、優先証券の価格も下落することとなりました。

2018年3月にトランプ米大統領が鉄鋼、アルミ製品の輸入制限を発動。さらに、中国への知的財産権侵害に対する制裁措置を発表するなど、保護主義的な政策を相次いで打ち出しました。貿易戦争への懸念が高まったことから、リスク資産全般が大きく値を下げ、優先証券の価格も下落することとなりました。

4月は市場のリスク回避姿勢の後退から堅調に推移する局面もありましたが、5月は、米朝首脳会談を巡り関係国間の緊張が高まったことや、イタリア、スペインでの政情不安、米国による自動車の関税引き上げ検討のニュースから貿易戦争への懸念が再燃したことなどが嫌気され、優先証券の価格も下落しました。6月に入り、足許の市場は徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。

<ご参考:主要債券指数の推移>



※2014年12月末を100として指数化
 ※優先証券：ICE バンクオブアメリカ・メリルリンチ US Capital Securities Index、投資適格社債：ICE バンクオブアメリカ・メリルリンチ US Corporate Index、ハイイールド債券：ICE バンクオブアメリカ・メリルリンチ US High Yield Index

※左記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※ICE バンクオブアメリカ・メリルリンチ US Capital Securities Indexは当ファンドのベンチマークではありません。

(出所) 各種データより大和住銀投信投資顧問作成

※当コメントは、資料作成時点における市場環境もしくはファンドの運用方針等について、スペクトラム・アセット・マネジメントの見方あるいは考え方を記載したもので、当該運用方針は変更される場合があり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、将来の運用成果等を約束するものではありません。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください。

2 / 5

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

Fund Report

SMBC世界優先証券ファンド 201506

<ファンドの目的>

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて優先証券を中心に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1. 主に先進国の主要金融機関等が発行する優先証券を中心に投資します。
2. 当ファンドは信託期間が約3年4カ月（2015年6月30日から2018年10月25日）の投資信託です。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。
4. 毎年6月、12月の25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として利息収益を中心に収益の分配を目指します。
 - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
 - ・ 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
 - ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては、あるいはやむをえない事情が発生した場合等には、上記のような運用ができない場合があります。

<投資リスク（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）>

- 当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に優先証券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- 基準価額を変動させる要因として主に、■金利変動に伴うリスク ■信用リスク ■流動性リスク ■優先証券等の固有のリスク ■特定業種への集中リスク ■外国証券投資のリスク があります。ただし、上記はすべてのリスクを表したものではありません。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください。

3 / 5

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

Fund Report

SMBC世界優先証券ファンド 201506

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

<ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）>

投資者が直接的に負担する費用

※購入の申込期間は終了しております。

- 信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬） 毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3284%（税抜1.23%）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分>

委託会社	年率0.65% (税抜)	ファンドの運用等の対価
販売会社	年率0.55% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※委託会社の報酬には、スペクトラム・アセット・マネジメント社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬は、信託財産に属するとみなされるマザーファンドの時価総額に対して年0.32%の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支払います。

- その他の費用・手数料 財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。
※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください。

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

Fund Report

SMBC世界優先証券ファンド 201506

<お申込みメモ>

※購入の申込期間は終了しております。

- 信託期間 2015年6月30日から2018年10月25日（約3年4カ月）
- 換金単位 販売会社がそれぞれ定めた単位とします。
※お申込みの販売会社までお問い合わせください。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
- 換金申込
受付不可日 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。
- 決算日および
分配 毎年6月、12月の25日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
※分配対象額が少額な場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<投資信託に関する留意点>

- 投資信託は、元本保証、利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- 投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

<委託会社およびその他の関係法人>

■委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

大和住銀投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第353号
加入協会／一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

■受託会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

■販売会社

取扱販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号	○		○	○

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください。

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。